

ご提出いただく書類に記載された個人情報は規程に基づき管理いたします。また、本目的以外には使用しません。

2026 年 8 月

プロテリアル健康保険組合

被保険者 各位

【2026 年度 (R8 年度) 被扶養者の資格確認調査 (検認) について】

平素より当組合の事業運営について、ご協力賜り御礼申し上げます。
表題の通り、健康保険法施行規則第 50 条第 1 項に基づき「被扶養者の資格確認調査」を実施いたします。「被扶養者の資格確認調査」は、認定時に被扶養者の要件を満たしていた方が、引き続き要件を満たしているか確認するものです。(認定要件の詳細は、健保 HP トップ画面－「各種手続き」－「扶養家族について」をご覧ください)

1. 資格確認の対象者

23 歳以上 (2003 (H15) 年 4 月 1 日以前に生まれた方) の被扶養者

注) 今回調査対象でない被扶養者の方については、当ご案内は送付しておりません。

2. 同封書類

- ①健康保険被扶養者確認調書
- ②健康保険被扶養者確認調書 (記入例)
- ③本案内文書
- ④返信用封筒

3. 提出書類

- ①健康保険被扶養者確認調書
 - ②該当の必要書類一式
- ※次ページの資格確認の証明書類と対象者ご本人の現況を照らし合わせ、必要な証明書類を揃えてご提出ください

4. 提出期限及び提出方法

- ①締切日：2026 年 9 月 15 日 (火) 必着です。
- ②提出先：同封の返信用封筒に「健康保険被扶養者確認調書」を一番上にして、該当の必要書類一式を全て添付の上、委託先である「光ビジネスフォーム株式会社」へご郵送ください。

本調査 (確認) にご協力いただけない場合や、審査の結果、認定基準を満たしていないと判断した際には、健康保険法施行規則第 50 条第 9 項に基づき、事由発生日に遡及して被扶養者の資格を削除することがございますのでご注意ください。資格の削除手続きになる方には健保から個別にご連絡を差し上げますので、ご対応をよろしくお願いいたします。

5. お問い合わせ先

光ビジネスフォーム株式会社

電話：042-635-3750 (平日 10:00~16:00 土日祝休)

期間：2026 年 8 月 12 日 (水) ~ 2026 年 12 月 4 日 (月)

※問合せの際に「プロテリアル健康保険組合の検認の件」とおっしゃってください。

6. 資格確認の証明書類

下表の区分に該当する証明書を全てご提出ください。

【現在の職業と収入状況】			証 明 書 類	
無職	(A) 無収入である	(ア) 2024 (R6) 年 1 月以降に退職した	・ 令和 8 年度 (令和 7 年分) 課税・非課税証明書 ※確認調書余白に「〇年〇月扶養認定」とご記入ください	
		(イ) 上記以外	・ 令和 8 年度 (令和 7 年分) の課税・非課税証明書	
	(B) 年金収入がある	(ウ) 2024 (R6) 年 1 月以降に退職した	・ 直近の年金額改定 (決定) 通知書の写し (名前の記載があるもの) ※確認調書余白に「〇年〇月扶養認定」とご記入ください	
		(エ) 上記以外	・ 直近の年金額改定 (決定) 通知書の写し (名前の記載があるもの) ・ 令和 8 年度 (令和 7 年分) の課税・非課税証明書	
	(C) 雇用保険 (失業給付) 2025 (R7) 年 1 月～	(オ) 受給完了	・ 雇用保険受給資格証 (写) ⇒全てのページ	
		(カ) 受給中		
		(キ) 受給予定		
学生	(D) 無収入である		・ 証明書は不要	学生証の写しを添付
	(E) アルバイト収入がある		・ 令和 8 年度 (令和 7 年分) の課税・非課税証明書	
パート・アルバイト	(F) 「給与収入」のみがある		・ 給与明細の写し (直近 3 か月分)	
	(G) 「給与収入」と「年金収入」がある		・ 給与明細の写し (直近 3 か月分) ・ 直近の年金額改定 (決定) 通知書の写し (名前の記載があるもの)	
自営業	(H) 「自営業による収入」のみがある		・ 令和 7 年分確定申告書の写し (経費の内訳が記載されているもの) ・ 収支内訳書 (白色申告) 又は青色申告決算書の写	
	(I) 「自営業による収入」と「年金収入」がある		・ 令和 7 年分確定申告書の写し (経費の内訳が記載されているもの) ・ 収支内訳書 (白色申告) 又は青色申告決算書の写 ・ 直近の年金額改定 (決定) 通知書の写し (名前の記載があるもの)	
【定期的収入がある方】			証 明 書 類	
(J) 上記にあてはまらない定期的収入 (配当・利子・雑収入・不動産収入等) がある			・ 令和 8 年度 (令和 7 年分) 課税・非課税証明書 ・ 令和 7 年分確定申告書の写し ・ 株式等における特定口座年間取引報告書	
【居住状況】			証 明 書 類	
～別居の場合～ ※「単身赴任」、「学生の子供との別居」の場合証明書は不要です 調書の余白にご記入ください			・ 直近 3 か月分の仕送り証明書の写 ※「振込時の控え」又は「明細が記載された通帳」 ・ 世帯全員分の住民票 ※続柄が記載された書類 (個人番号記載なし)	

※被保険者との続柄が「被保険者の配偶者 (内縁関係も可) の父母、連れ子」・「配偶者 (内縁関係含む) 死亡後の父母、連れ子」の場合は、世帯全員分の住民票 (続柄が記載された書類) のご提出をお願いします

※必要に応じて、上記以外の証明書をお願いすることがありますので、ご了承ください

◆被扶養者の資格確認について よくある質問 Q&A◆

【Q1】 「健康保険被扶養者確認調書」に記載されていない被扶養者がいます。	【A1】 下記の方は、今回の認定対象者から外れているため、確認調書への表記をしておりません。 ★2003（H15）年4月2日以降に生まれた被扶養者 ★2025（R7）年4月1日以降に認定された被扶養者 ※ また事務処理の関係上すべての被扶養者を対象とはしていません。
【Q2】 扶養から外れる日の基準を教えてください。	【A2】 ★収入超過の場合⇒事由発生日 ★就職の場合⇒就職した日 原則上記のとおりですが、不明な場合は健康保険組合までお問い合わせください。
【Q3】 自営業者である扶養家族については、どのような資格確認を行うのですか？	【A3】 自営業者の収入の収支差引額につきましては、収入総額からその事業を営むための必要経費を差し引いた残りの額となります。 必要経費は税報酬上で認められている経費と異なり、その費用なしに事業が成り立たない経費と健康組合が判断したものになります。 〈認められない経費の例：広告宣伝費・接待交際費・租税公課・福利厚生費・減価償却費など〉 また使用人を雇い給与を経費として支払っている場合は「経営者」とであると判断し、基本的に扶養から外れて頂く運用としております。
【Q4】 給与明細書 3 カ月分を全てなくしてしまいました。	【A4】 給与明細書を3か月分なくされてしまった方につきましては、勤務先に「給与支払証明書」の発行を依頼して入手してください。